

Title	明治初期の梅若実の活動とその影響 : 能楽興行における料金体系の観点から
Author(s)	杉本, 亘
Citation	演劇学論叢. 2020, 19, p. 42-59
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/97395
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

明治初期の梅若実の活動とその影響

—能楽興行における料金体系の観点から—

杉本 巨

はじめに

江戸時代において能役者は江戸將軍によって保護されていた。能役者として禄を貰い、江戸將軍ら武家の求めに応じて能を舞った。江戸の庶民が能を鑑賞できる機会は辻能などの素人役者が行うものを除けば、勧進能などわずかな機会に限られていた。能役者としても庶民を主な観客とは考えていなかったことは想像に難くない。室町期に足利義満の保護を観阿弥・世阿弥が受けて以降、能楽には常に武家による後援がなされていた。それゆえ一八六七年に明治維新が起り、江戸幕府が倒れたことは、ただ単に当時の後援者を失ったという以上の意味を持つ。長年にわたり能楽を保護していた武士の身分そのものの消失によって能楽はその存続のための手段を再び模索する必要が生まれたのである。観世宗家のように江戸將軍への忠誠心から徳川慶

喜と共に静岡に下る能楽師や生活苦のために東京を離れ装束や面などを売り払ってしまった能楽師も少なくない。能楽の存続は東京に残った能楽師に必然的にゆだねられることになった。明治初期の東京の能楽の中心人物としては金剛唯一（一八一五—一八八四）と初世梅若実（一八二八—一九〇九。当時五十二世梅若六郎。以下、梅若実）が挙げられる。両名の明治初年の活動については古川久氏の「明治初年の金剛舞台演能」「明治初年の梅若舞台日数能」（ともに古川久「明治能楽史序説」わんや書店、昭和四十四年収）でまとめられており、また彼らによって能楽がその命脈を保ち得たことは明治時代より広く知られるところである。しかし金剛・梅若のその存続への取り組みが後世に与えた影響については未だ詳細な研究が存在しない。本稿では特に梅若実の初期の活動を中心に取り上げつつ、梅若実の活動が以降の能楽界に与えた影響についてこれまで先行研究ではあまり触れられてこなかった興行時の料金体系の観点から検討したい。

本稿内で引用する新聞記事は特記のない限り「明治の能楽(一)」より引用したものである。またすべての引用文は読みやすさを優先して漢字を現行のものに変更した。

一、明治初年の梅若宅能

梅若実ら東京に残った能楽師は維新後当初、新政府に雇われることができた。しかし二年後の明治四年には二年分の祿を与えられ、全員が解雇されることとなった。能楽師たちは収入を失うこととなったわけであるが、そのときすでに梅若実は見物人から席料を取るシステムを構築していた。

明治二年になつてからは(中略)毎月三度位宛袴能を遣つて居ました。其節見に来る人は各々の志しで、塩せんべいを持って来るもあれば、最中を持って来る人もあると云ふ様の塩梅でしたが、弁当まで梅若で出させては気の毒だから、面々に幾干宛か出し合すことにせうと云ふ相談が見に来る人の間で出来たそうで、一人前一朱づ、持つて来る様になりました、是が此能楽で見物人から金を貰ふと云ふ始まりでしたが、其人数は僅かに拾人や拾五人位のものでした、

これは雑誌「能楽」の創刊号に掲載された梅若実の談話である。梅若実の家で月に三回ほど行われていた袴能で観客が席料として一人当たり一朱ずつ支払っていたことが回顧されている。「能楽で見物人から金を貰う」「始まり」と振り返つており、見物人から席料を取るといふやり方が梅若実にとつて革新的な方法であつたことが推測できる。また、一席当たりの料金という現在のチケット制に似たこの販売方法は、能楽に限つて言えば元をたどれば梅若家の方法であるという自負も見取れる。ところで実際にこの方法が開始されたのがいつになるかというところ、明治三十六年七月十二日の『梅若実日記』には次のように回顧されている。

明治三年正月の袴能の是より表向見物被参皆々菓子料トシテ一朱ツ、持参被致ヲ盆ト暮ニ惣体ノ人数ニテ割。誠ニ少シ計リ也。

また、明治三年の同日記には

廿九日 晴天。宅ノ稽古能。(中略)

今日より見物人有之事ニ致ス、奥州白川ノ阿部様御隠居様御出ニ相成。

と残されておりほかにそれらしい記述は見えない。この明治三年一月二十九日の稽古能が先述の袴能のことであり、この時から席料のシステムが始まったのだろう。明治三十六年の記事によれば少なくとも当初は毎回の収入は僅かではあったものの、このような席料のシステムが完成している状態で梅若実は新政府から解雇されたのである。

二、明治五年梅若勸進能

『梅若実日記』の明治四年（一八七二）四月六日に「青山様御出ニ相成御舞台ノ咄シ出テ是より買請る相談ニナル」とあり、同十七日には「青山様（従四位）へ罷出」「舞台代金百三十兩ノ内金百兩今日相渡シ三捨兩ハ当暮ニ可納ノ約定ニ致ス」とある。梅若実は明治四年に青山従四位から能舞台を買い取っていること、舞台代金は百三十兩でありそのうち百兩をまず支払い、年末に残りの三十兩を支払う約束になっていたことがわかる。必要だった費用はこれだけではなく、舞台移築にかかった費用もあった。そこで梅若実はこの買い取った舞台を用いて勸進能の名目で能楽の興行を催した。

二・一 〔府志類稿〕

壬申二月、第五大区小二之区浅草御藏前構内梅若六郎外一名宅ニ於テ、稽古能之儀出願

元謡役者共、是迄御扶助米被下置追々渡世向上懸可申ト奉存候得共、従来之稼業相廃止、差向当惑仕候間申略梅若六三郎（ママ）宅ニ於テ日数十日之間統稽古仕、見物人ヨリ聊ツ、見料申受度云々。

右願之趣聞置三月

「是迄御扶助米被下置追々渡世向上懸可申ト奉存候得共、従来之稼業相廃止」とあるのは、明治四年の十一月二十九日に新政府に雇われていた能役者たち技芸者が二年分の禄を渡され解雇されたことを指しているのだろう。多額の費用が掛かった直後の新政府からの解雇である。いくら二年分の禄をまとめた得たからといって梅若実が「当惑仕候」と東京府への申請書に記したのも無理はない話であろう。また、この勸進能の宣伝として梅若実が『東京日日新聞』に公告を出している。

『東京日日新聞』明治五年三月一四日

私共数代謡舞ノ家職ニ付 此度能興行勸進相願候処
本月十日願相済 来ル二十一日ヨリ十日ノ間 古来ノ
面装束ヲ取出シ 社中一同申合 伝授秘曲ヲ尽シ 四

方諸君ノ御見物ヲ奉希候 但席料上金一分二朱 中金
一分 下金二朱色ツ、申請候事

浅草御蔵上ノ口御構際 梅 若 六 郎
観 世 鍊之丞⁹

この勸進能について注目したい点が二つある。一つは座席を上中下の三等級に分け、それぞれに定額の席料を設定していることである。勸進能以前の宅能では梅若実の談話によれば一人当たり一朱ずつ支払うという取り決めであった。この取り決めができた経緯を考えれば、支払額に差はなかつただろう。それにもかかわらず梅若の勸進能では座席区分ごとに料金が異なるという形式がとられている。も一つ一つの注目点は新聞に公告を掲載したことである。そもそも新聞に公告を出し、席料をまで掲載するということはこの勸進能の席を梅若の関係者だけで配り切る算段ではなかつたことが読み取れる。席料まで含めて新聞に公告を掲載したのは、梅若実がこの能舞台を建設するために借財をしており、その返済のために多くの集金を見込む必要があつたことも背景にあるだろう。梅若実は明らかに、江戸時代以前はあまり能楽を鑑賞する機会を得られなかつた一般庶民を新たな顧客層として迎え入れる可能性を模索している。(梅若実が新たな顧客として求めたであろう人々は必ずしも

あらゆる階級の人々ではないが、便宜上以下、一般庶民と号する) 座席の等級分け・座席ごとの料金の方式を梅若実を採用し、少しでも安価で入場できる場所を用意することで一般庶民が能楽を鑑賞し、稽古に訪れるようになることを画策したとみられる。先に述べた宅能で菓子料として一朱ずつ客が支払うシステムが確立されていたことは、梅若実がこの方式が成功しようと思いついたことと無関係ではないだろう。もちろん一般庶民の座席券購入を多分に当てにしていたわけではない。『梅若実日記』の明治五年三月二十一日の記事には、新政府から解雇されたために困窮している能楽師が多いことを述べたうえで次のようにある。

来ル廿一日より日割番組之通興行仕候ニ付御時節柄奉
恐入候得共前文之情之御汲察御愛憐被成下御見物札三
拾枚或ハ二十枚ツ、御買上被成下置度。¹⁰

そして送り先であろう華族達二十八人の名前が記されている。つまり関係のある華族宛に見物札を二十枚あるいは三十枚ずつ購入を依頼していたことが読みとれる。このように華族達に入場札をまとめて購入するよう依頼していたにもかかわらず新聞広告を用いて一般庶民という新たな顧客の確保を図つたのは、純粋な財政的困窮という事情だけで

なく、江戸幕府崩壊による江戸將軍からの庇護の喪失と明治四年の新政府からの解雇を経て、複数の顧客層を確保しておく必要性を実感したためであろう。

三、弘化勸進能

それでは梅若実はいかにしてこの座席を等級分けし、それぞれに異なる値段を設定する方式の着想を得たのだろうか。明治の前の時代、つまり江戸時代における能楽の料金体系を確認しよう。表章・天野文雄著『岩波講座能・狂言Ⅰ』（岩波書店、一九八七年）には江戸時代の能楽と庶民の關係について述べられている。それによれば能楽は江戸時代においては江戸將軍によって保護されており、一般庶民が能楽を観る機会に限られていた。その中でも町人が金銭を支払って能楽に触れる機会は、素人能役者が演じていた辻能のようなものを除いては勸進能のみとっても良い状況であった。江戸時代の勸進能は江戸においては原則的に大夫が一代につき一度のみ催すことが許されていた。幕府の公認の有無に限らず当時にはすでに勸進という名目でありながら、本来の意味を示す寺社への寄付を目的とした催しではなく能楽師が臨時の収入を目的としたものとなっていた。そのため幕府の後援がついた勸進能では事前に入場料

を町々が負担するのが一般的になっており、町人は強制的に入場料を負担しなくてはならなかった^①。しかし表章氏によれば寛延三年に観世大夫が催した江戸の勸進能は十五日間の開催であり、そのうち八日目は降は町々に入場料が割り当てられておらず、「相対見物」という町々への割り当てとは別に販売している入場料を購入する形式であった。また、七日目までであっても入場料の代金である木戸銭による収入が記録されていることから相対見物をした者がいたことが伺える^②。つまり江戸においても町人が能動的に代金を支払うことで能楽を鑑賞する場合も存在していた。ただし、大夫が一代につき一度のみで幕府の認可が必要という不定期の開催であった点は考慮に入れておく必要がある。

さて、梅若実が参考にした可能性が高い江戸での勸進能は弘化五年（一八四八）に宝生大夫が行った勸進能（以下、弘化勸進能）であろう。その直前の勸進能が天保二年（一八三二）に観世大夫が行った勸進能であり梅若実が文政十一年（一八二八）生まれであり、弘化勸進能が江戸時代最後の勸進能であったことから弘化勸進能は梅若実にとって最も参考しやすい勸進能であったと推測される。弘化勸進能における料金システムは『弘化勸進能絵巻』（資料一）によれば二階の松棧敷は銀三枚、一回の竹棧敷は銀二枚、十人詰

【図版はインターネット非公開】

[資料一] 「弘化勸進能絵巻」上巻 見物切手之図 (2)、国立能楽堂所蔵

【図版はインターネット非公開】

[資料二] 「弘化勸進能絵巻」上巻 棧敷割之図、国立能楽堂所蔵

めの畳場は銀六十匁で一人分は銀六匁、入込場は一人当たり銀三匁であり、町々の割り当ての札と相対見物の入場切手の違いも記されていることから相対見物があったようだ。また、雑誌『能楽』の第六巻一号に掲載されている「勸進能見聞記」では

上棧敷(器行三四) 一日之代銀
三枚十五日借切の代金三十
両下棧敷(同断) 一日之代
銀二枚十五日借切の代金廿
両畳場(床上畳敷にて) 一日
之代金一両但割込には十人
詰にて銀六匁づゝなり一間
借切にても十人より余計は
不相成よし
入込場(床上に筵其上に薄緑
敷込也) 一日之代銀三匁¹³⁾

とあることから、十五日間分ま

とめて購入することも可能だったようだ。

また、「勸進能見聞記」には観客の着用していた衣服にも言及がある。なお次の引用部分は読みやすさを優先し、便宜上の句読点を私に付した。

一見物の衣服はさまざまにて、上棧敷には麻上下肩衣掛の御大名方歴々のうちかたは紅白の下着召したるもあり、又上棧敷のうちにも見物あしき場にて入込の所は、もんぱの股引にてあぐらかきて縞の羽をりの町人あれは、木綿布子の在郷者前だれかけのか、さんあり、下棧敷も同様なり。豊場入込場は上下肩衣の輩は見うけねども、紅裏の御殿もの、馬乗袴長刀革の下緒に右京柄ぶつさき羽織のおとの様、菖蒲皮の御足軽皮羽織の大家さん、何番組の伴天着洗髪のおかみさんなど儒者医者易者神道者詩歌連俳さりさらひなく千差万別^①

この記述からは様々な位の人物がこの弘化勸進能を観ていることが伺える。「弘化勸進能絵巻」には松棧敷と記されているところの上棧敷であっても階級の区別なく座る入込の場所があり、決して大名のような上流階級のみに許されるといった類のものではなかった。

弘化勸進能ではその観客席はいくつかの区分に分けられ

区分ごとあるいは一人当たりの料金が設定されていた。また、相対見物が存在していたことから町々の割り当てによって入場した人のみならず自主的に入場料を支払うことで能楽を観に来た人もいたはずである。入場場所を等級分けし、それぞれに値段を設定するこの方式は梅若実の勸進能との共通点であり、弘化勸進能と梅若の勸進能は同じく勸進能の語を持つ催しである。梅若実が弘化勸進能における料金システムを参考に自身の勸進能における席の等級分けの着想を得た可能性は高いだろう。

四、幕末の歌舞伎

梅若の勸進能で導入された等級ごとの値段設定のシステムが弘化勸進能において既にみられていたことは確認したとおりである。しかし梅若実がこのシステムの導入に踏み切った根拠は何だったのだろうか。梅若実の勸進能は先に述べた通り青山から購入した舞台の建設及び移築費用の返済のためという側面が強い。また、新政府からの解雇に伴う財政の困窮から脱却する目的もあったはずである。つまり梅若の勸進能はとにかく人を集めて収入を増やす必要があった。梅若の関係者に二十枚、三十枚まとめたの購入を依頼したのは江戸時代の勸進能における町々の人に割り当

てられた負担金と同質のものとみてもいいかもしれない。それに加えて「相對見物」を増やすために料金の安い場所を準備したのだろう。また、明治三年の宅能で見物人からお金をもらうようになったことを「能楽で見物人から金を貰」う「始まり」であると梅若実が認識していたことを考慮すれば、梅若実にはこの宅能以降の興行的な能楽上演は江戸以前の物とは違うという意識が働いていたはずである。能を見せてその料金をもらおうという点に梅若実が新規性を見出していたのだから、やはり芝居が行っていたような興行を意識していたのだろう。

『梅若実日記』を見ると梅若実は江戸時代のころから頻繁に芝居（＝歌舞伎）を見に出かけていた。その回数も多く時には九日間間に三度（文久二年（一八六二）一月二十一日、二十三日、二十九日）見に行くこともあるほどであった。料金などを書きこのしていないこともあるが、多くの場合芝居茶屋経由だったようだ。例として先に挙げた一週間に三回見た際の日記を引用する。

廿一日 晴天。猿若町壱丁目見物新雛屋。猪八郎 八

次郎 吉太郎 邦太郎五人。勘定一両五匁四分¹⁶

廿四日 晴天。猿若町二丁目松川屋へ参り芝居見物。

猪八郎 八次郎 金之丞 邦太郎 五人二而参。勘定壹両貳朱ト四分¹⁶。

廿九日 晴天。猿若町見物新雛屋へ参。家内ヲ連レ外ニおつてヲ連レ参ル。勘定金壹両貳分四分五厘払¹⁷。

また、遡つて嘉永六年（一八五三）七月十五日の記事は次のようである。

十五日 晴。昼後雨少シ、又晴ル。猪八郎殿兩人ニテ猿若町二丁目へ芝居見物ニ参ル。佐野屋より参ル。家内ニ若者へ祝儀遣ス、都合貳分払ハ兩人ニテ壹分貳朱余。今日より中村富十郎口上ニ出ル。珍しき故書置ク¹⁸。

中村富十郎が口上にできることを「珍しき」としていることから歌舞伎界についての知識が決して少なくないことが伺える。またこれだけ頻繁に芝居を見物していることからも梅若実が芝居について詳しくかつたことは間違いない。また芝居役者に対する差別意識も少なかったと考えられる。日記には書かれていないこともあるが多くの場合新雛屋や松川屋といったおそらく芝居茶屋から芝居見物に向かっている。

ところで歌舞伎の料金システムはいかなるものであったのだろうか。梅若実¹⁹は芝居茶屋から芝居を見に行っているお食事代など追加の料金がかかっているため、当時の正確な金額を導き出すことはできない。佐藤かつら氏によれば「大芝居の観劇料は捉えがたいが、」（中略）「『定値段』は棧敷三十五匁、高土間三十匁、平土間二十五匁」であった。¹⁹佐藤氏が引いた『鬚三葉草』は天保四年（一八三三年）に書かれたものであり、梅若実が芝居を観ていた時期と大きく離れてはいない。梅若実が見ていた時代の歌舞伎でもこういった等級分けの形式がとられていたとみていいだろう。つまり厳密に言えば異なるが大枠において弘化勸進能と幕末の歌舞伎は同じ料金システムを用いていたことが分かる。

梅若の勸進能ではやはり「勸進能」という同じ名を冠していることから、弘化勸進能の影響は少なからずあったと考えられる。しかし、それまで能楽に触れる機会の少なかった一般庶民を新たな顧客として取り入れようとする梅若の思惑があつただろうことを考えると、そこには歌舞伎の方式と同様であることから東京の庶民も既知の料金形態であつたことまで踏まえて採用した料金形態であつたとも捉えられる。歌舞伎のシステムが梅若実を活動に影響を与えていた可能性を示すものとしては勸進能が毎年一度催さ

れていたことが挙げられる。そもそも江戸における勸進能が幕府の許可が必要であり、毎年開催される類のものではなかつた。大坂の勸進能の事例を見ても毎年同じ大夫が勸進能を行っている例は見られないため、勸進能自体に毎年の恒例行事であるという認識はなかつたはずである。ところが梅若実²⁰は明治五年から三年間毎年勸進能を行っており、後述するがこの勸進能は日数能と名称を変え年に一度の開催が継続されることになる。本来定期的には開かれないう勸進能を毎年の行事としたのは歌舞伎の年中行事のような扱いにすることで特別感を演出し、東京の庶民の能楽への興味を掻き立てようとする狙いがあつたのではないだろうか。

五、明治八年先祖九八八年祭の追善能

舞台が出来たは良いが、借銭も出来たのだから此儘では濟まぬとの事で、此所で初めて勸進能を思ひ付き舞台開をしたのが明治五年でありました、第一回は可なり収入もあり百円余り残りましたが第二回は既に不足がでると云ふ様な塩梅で、七人の連合も続きそふにもなし、金は返さねばならぬ様なしぎとなり、殆んど困て仕舞ひまして、一時は舞台も売つてしまひ、元

の板の間で再び遣つて行ふと迄思ひましたが、小城の鍋島様が此事をお聞になりまして、金はどうとでもしてやるから引受てしまへとの御奨めで、鍋島様から金を貳百円拝借し、此舞台は遂に鍊之丞と二人で引受てしまう事になりました、鍋島の殿様の御思召では、敢て此金を返へさせうとの御思召も無つた様に伺つて居ましたが、不幸な事には間もなく此お方が御かくれになつてしまつたものですから、借りたものは返さねばならぬこと、なり、又々困つてしまいました、何れ倒れるなら倒れる前に盛んに先祖の祭りをして倒れやうと思ひ、明治八年でしたが、先祖の九百八十八年の大祭を行ふとて、能を催ふしたが意外の幸福となりまして、諸方から先祖の仏前へ供へて下すつた金高が意外の高に上りまして、安々と鍋島様の借金を返し申し、此舞台を所有物としたのであります。云々
(如水生記²¹)

これは雑誌『能楽』創刊号に掲載された梅若実の談話である。先に引用したものは引用部分が異なるが、同一記事内の物であり談話はここで終了する。明治五年に催された最初の勸進能は成功となったが、翌年の二回目の勸進能は出費が収入を上回つてしまい困窮した様が語られてい

る。一時は舞台を売り払おうとまで考えていたが鍋島様から二百円を借りてようやく舞台と勸進能を存続させることができた。梅若実が語っている。鍋島様とは梅若実が稽古をつけていた鍋島直堯のことであろう。鍋島はこの二百円を返さなくていいと考えていたが、直後に亡くなったために返済する必要が生まれた。そこで苦肉の策として行つたのが明治八年(一八七五)の先祖の九八八年祭の追善能(以下、追善能と略す)であると記載されている。

この談話は事実とは異なっている箇所がいくつか見られる。しかし明治初年を振り返るにあたって最後にこの追善能について語っているからには、梅若実が追善能を明治初年の困難な時代を終えた出来事であつたと捉えているはずである。まずは談話の中で事実を異なっている箇所を修正し、その実態を確認する。それは事実を明らかにすることで追善能が梅若実にもたらした知見と与えた影響を正確に把握するためである。

まずは冒頭に「舞台が出来た」とあるのは明治五年の勸進能を行つた舞台のことである。明治四年に追善能の結果得た収入で所有物としたとあるが、明治五年四月八日の『梅若実日記』に

一 源次郎事朝より出宅(札印日三〇五七番)青山従四

位へ罷出。旧年差上候舞台残金三拾両持參致シ皆相済
ニ相成。右証文此方へ請取。外二日延ノ嘆願書モ返
ル。⁽²²⁾

とあり、梅若の舞台は既に代金をすべて支払っており、梅若実の所有物となっていたはずである。次に鍋島から二百円借りたという点であるが、第二回目の勸進能から鍋島が亡くなる明治六年八月十七日までの期間に二百円拝借の記事は見当たらない。借金のやり取りを細かく日記に残していた梅若実であるから、もし二百円を借りたことが事実であるなら日記にその記述が存在するはずである。また、談話ではこの二百円を受け取ったのは鍋島が没する直前であったと述べている。それも踏まえると該当するのは明治六年七月十三日の日記に記されている「朝鍋嶋様へ出御家扶迄証文ヲ入来三月三十日限り返上ノ約定ニテ二百円拝借願今日請取⁽²³⁾」がそれであろう。しかし三月三十日限りの返上とあるように当初より返済の予定があり、また「拝借願」とあることから梅若実側の依頼で百円を借り受けたことになる。また、期日までに返済できなかったために明治七年四月二日に返済期限の延長を願ひ出ているが四月七日に「鍋嶋様ニテ昨年借入金ノ処へ今日五拾円返納仕今日証書五拾両ニ書替同年十二月廿日限り返済ノ事。但武拾五両ニ

付一ヶ月壹歩ノ利金ノ事。」と記されており、談話にあるような半ば与える形で百両を貸したとは考え難い。加えて、この借金を追善能の利益でまとめて返しただかのように語っているが、追善能が始まる前の明治八年三月二十五日に「鍋嶋様より一昨年借入金ノ残り武拾円今日鉄之丞持參。皆済ニ相成。利金四十八匁遣ス。蓑田助之元 本村文六ヨリ証文請取ル也⁽²⁴⁾」とあり既に完済していることが分かる。鍋島から借りた百円が梅若から願ひ出たものである以上、談話で語られている「金はどうとでもしてやるから引受てしまへ」との鍋島の言も実際のものとは思えない。「鍋島から借りた二百円」に梅若実が頼み込んで借りたものではない、という箔を付けたかったと考えるのが自然であろう。たしかに追善能を行う以前、梅若実は各所に借金をしていた。当時の借金苦を語るうえで、方々に頼んでお金を借りていたというのは外聞が悪いため、一括して鍋島が好意で貸したことにしておまおうとする思惑があったとも捉えられる。そして追善能で貯蓄が増えたことをそのまま語るよりも借金の返済に充てて、それで降生活が安定したことにした方が劇的であり雑誌『能楽』の読者からより好感を得られるだろうとの思惑があったのではないだろうか。追善能の初日と二日目の間の明治八年五月八日に平岡熙一に借入金の残金五拾円と利金三円を返金して以降、⁽²⁵⁾

『梅若実日記』における借金の記述は減少する。日記によればこの追善能の物集金は一日目が百二十五円²⁸⁾、二日目が九十六円²⁹⁾、百三十一円³⁰⁾であり、初日と三日目は大入りのため札止めになったほどであった。一日目の盛況ぶりが新聞『あけぼの』の五月十日の記事に掲載されており、見物の人数は七百人を超えて余りあると報道されている³¹⁾。また、三日目について梅若実は「前代未聞ノ大入也³²⁾」と書き残しており、唯一札止めにならなかった二日目についても「今日ハ留ノ札ハ不出候得共大客也³³⁾」と記している³⁴⁾。前年の勸進能十日間の物集金は二百三円六十五銭³⁵⁾であるのに対して追善能は三日で三百五十二円であった。もちろんこの集金から経費が引かれるわけであるから、そのまま利益とみなすことはできない。しかしそれでも梅若実が日記に大入りと残してしまうほどには大きな収入となったのであった。

『梅若実日記』の同年大みそかの記事によればこの明治八年は三百円以上入金が出金を上回っており、梅若家の経済が立て直されたことがここからも確認できる。

以上を踏まえて追善能で注目すべきは次の二点である。一点目はこの上演が華族からの収益と一般庶民からの収益を両立する方式に挑戦していることである。明治八年の五月十二日づけの『日新真事誌』には次のように記されている。

予め其席料を三等に分ちて、上等を金三十七銭、中等を二十七銭、下等を十五銭と定め、且、特に華族方の席を別座に設け其席料一円二十五銭と定め来客を待しかば、去る六日のごとき殆ど席に溢れ凡そ七八百人もありしと³⁶⁾

座席を上中下の三等に分けるのは勸進能と同様の形式である。華族の席は別に設け一席当たりの料金は一両二十五銭と上等席よりも遙かに高額に設定されている。『梅若実日記』には出席した華族の名前が記されておりおよそ毎回三十人前後の名前が記されているが、夫妻での観劇の可能性もあるため具体的な人数は把握できない。興味深いのは五月二十一日の三日目興行に訪れた家族の中に「岩倉様」の名前があることである。岩倉使節団の全權大使として洋行し、能楽は外国貴賓供応芸能にするにふさわしいとしてその保護を先導する一人となった岩倉具視あるいはその縁者であろう。岩倉具視は翌年明治九年に自宅で行啓能を催し天皇家による能楽保護を本格的に開始する。その下準備として七百人を超える観客の前で能楽がどのように上演されるのかを確認する目的もあつたのかもしれない。それはともかくとして、華族の席を一般庶民向けの席よりも高額のものとすることでそれぞれの収入に応じた席料を支払っ

でもらうシステムを導入し、七百人を超える大盛況を記録したことで、そのシステムの有用性を梅若は確信したのではないだろうか。

六、勸進能から日数能へ

注目する二点目は追善能前年までの三年間催されていた勸進能が上演されなくなり、次の年から日数能の名目で上演されるようになることである。明治六年、七年の二回の勸進能が明治五年の初回と比べて興行的な成功とならなかったことは梅若実の談話の通りであろう。第二回の後に鍋島から金百円を借り、翌年の三月の勸進能後にその半分程度しか返済できず期限の延長を願っていることから間違いない。二回の勸進能が失敗に終わったとはいえ初回の総収入を考えれば、恒例となつてこの催しを取りやめてしまうのは自ら収入増の機会を捨てることと同義である。そこでこの勸進能を改良する必要に迫られていたとしても不自然ではない。そこで梅若実は大入りをおさめた追善能の形式を勸進能にとって代わる毎年の催し物にしようとして画策したのである。追善能の翌年、明治九年五月七日の日記に梅若実は次のように記している。

七日 雨天。日数能。初日興行。惣而昨年五月催候振合也^②。

昨年五月の催しとは当然追善能のことを指している。総じて追善能と同様の形式であることが記されている。雨天で順延することはあったが原則として十日間続けて上演していた勸進能に対して、この日数能は追善能同様それぞれの演能日の間が二週間以上空くこともあった。比べてみると追善能は五月一日、六日、二十一日、日数能は五月七日、二十一日、二十八日（延期して六月十八日となった）である。ただし開催場所は『東京日日新聞』五月三日の公告には「五月七日 浅草南元町梅若六郎宅 別会日数能催」とあり、場所は勸進能を行っていた梅若宅のままであったようだ。席料については広告にも『梅若実日記』にも記載されていないが、「惣而昨年五月催候振合也」とあるからには華族用に席が分けられており、その他の席と比べてその料金は高額だったのだろう。明治九年の日数能の初日は雨天であったにも関わらず多くの見物人がおり、惣集金は七十四円であったと『梅若実日記』には記されている^③。一昨年前の勸進能が十日間で約二百三円だったことを考えれば一日当たりの集金としては勸進能を大きく超えており、勸進能から追善能と同様の形式の日数能への改革はひとまず

の成功を収めたのであった。

ところで勸進能から日数能へと名称を変更したのはなぜだろうか。そもそも日数能とは複数日に渡って能楽を上演することであり、勸進能も日数能の一種である。それまでの勸進能のように連続した日で上演ではないため、勸進能の名を用いなかったというのの可能性の一つであろう。あるいは追善能で十分な貯蓄ができたために、勸進能の目的である生計を立てるといふ目的を掲げることができなくなったためとも考えられる。また、古川久氏によれば日数能とは宗家にのみ許された勸進能を宗家以外の人間が行う際に用いた名称であるといふ。⁽⁴⁾ 筆者はその事実を確認することが未だできていないが、古川氏の言が正しいとすれば、家のみが用いることが許された勸進能の名を用いることは問題があつたとも推測することができる。名称の変化については本論とは直接の關係を持たないため、以降の研究にゆだねることとする。

この形式での梅若の日数能は『梅若実日記』を確認する限り明治二十三年まで続いた。その間梅若実が新たな料金体系に変更したという記述はない。様々な事情により開催されない年（明治二十、二十一年）もあり毎年開催日も違つが、おおむね開催月は三月から六月の間（明治十年のみ例外

的に十月の開催となっている）であつた。明治二十四年は都合により日数能を一日の別会にしており、⁽⁴⁾ その翌年からは日数能を催した記録は筆者には見つけられていない。日数能が開催されなかつた年の内明治二十年は梅若の先祖である梅津兵庫頭橘友時の千年祭を開催している。⁽⁴⁾ 明治八年に追善能を行つた代わりに勸進能を催さなかつたことを考慮すると、この千年祭が例年の日数能の代わりとなつたのだろう。このように梅若の日数能は明治初期の混乱期を乗り越えた後も催されており、追善能の後であることを考えればむしろ梅若家としては安定期に入つた後にこそその形式の完成を果したともいえる。

七、芝能楽堂に受け継がれる料金システム

梅若実の舞台によって形成され勸進能、追善能、日数能を経て発展した能楽における席料システムであるが、一人ごとの料金体系は梅若のみのものではなかつた。金剛唯一は飯倉町に能舞台を建設した明治六年の六月には一人当たり二十五銭、下等は十二銭五厘の値段設定を取り入れたことが先行研究によって明らかになっている。⁽⁴⁾ おそらく梅若実の勸進能の成功を見た金剛唯一が同様の方法を取り入れたのだろう。未だ定期的に東京で能楽を上演していたのは

金剛唯一と梅若実という状態ではあったが、その兩名が一人当たりの席料のシステムを導入していたことで能楽界にこの新しい方式が根付いたのだらう。とりわけ明治時代になるまで自身で能楽の入場券を購入したことがなかった一般庶民にとっては能楽を観に行きはじめて当初からこのシステムに触れていることになる。

梅若実や金剛唯一がかりうじて能楽を存続させているなか、能楽は岩倉使節団として欧米を視察した岩倉具視を筆頭とする華族たちによって外国貴賓を饗応する芸能として能楽を扱うために保護されることとなった。明治十二年（一八七九）には能楽愛好家であった英照皇太后の御所である青山御所に能舞台を建設し、英照皇太后による後援を得た。そして明治十四年にはその華族を中心とした能楽保護組織である能楽社が結成され、芝公園内の高級料亭「紅葉館」に隣接する形で初の能楽専門劇場である能楽堂（以下、芝能楽堂）が建設される。これによって能楽の復興は大きく前進することになる。

さて、ここで芝能楽堂の入場券のシステムを確認してみよう。催主によってその金額設定は異なるであろうし、入場券をそもそも発行しない上演も数あったであろう。そこで新聞広告にチケット代が掲載されている催しに限って確認してみると、明治十四年六月二十六日の金剛の会⁴⁵、同年

十一月十三日の芝能楽堂の会⁴⁶をはじめとして明治十五年十一月三日⁴⁷までは席料は一人当たりの形式で上等金三十五銭、中等二十五銭の催しが大半で統一されている。この金額は追善能の下のものを除いた上等三十七銭、中等二十七銭の料金設定に近いものがある。その後明治十五年十一月二十六日の芝能楽堂の会からは一畳金一円、一人限金二十五銭の値段設定が採用され始め、明治十六年十二月十六日の宝生九郎の演能⁴⁸では上等間金二円五十銭、中等一間金一円、上一人限金三十五銭、中一人限金二十五銭という二つを組み合わせた値段設定が採用される場合も見られるようになる。催主の流派を問わず以上の値段設定が用いられていることから、おおよそこの値段設定が標準であったとみてよい。チケット販売場所は当初、紅葉館下の事務所であったがすぐに能楽堂前の翁家という料理店で販売されることになったようだ。また、紅葉館の会員遊覧の催しであっても余った席は販売していた記録が残っている⁴⁹。芝能楽堂における席料の形式が梅若実由来のものであったかどうかは不明である。芝能楽堂が元をたどれば岩倉使節団が欧米でオペラによる歓待を受けたことから建設された建物であることを考えると、その料金体系は欧米のオペラハウスのものを参考にしたとも考えられる。ただ、岩倉具視らが梅若実を重用していたことは間違いない。追善能に岩倉が観能に

訪れていたたり、梅若実が岩倉邸における行啓能を一任されたりといった岩倉具視との関係を考えれば梅若実の活動が能楽保護時に大いに参考されたであろうことは想像に難くない。既に梅若実によって庶民まで訪れることを想定した料金システムが試され一定の成功を収めていた以上、能楽社がそのシステムを採用することが望ましいと判断し、他の能楽師たちもそれに同意であったことから追善能の金額設定に近い料金システムを採用した可能性は十分にあるだろう。また、由来はどこであれ、座席を等級で分ける芝能楽堂の方式は明治五年に梅若実が勸進能を始めて以来行ってきた方法である。明治十四年の芝能楽堂建設までの期間に梅若実がその料金形式を採用し続けていたことでその形式が一般庶民にも浸透していたために、芝能楽堂の料金システムが問題なく受け入れられたとも考えられる。梅若実が自身の宅能を「是が此能楽で見物人から金を貰ふと云ふ始まり」と述べたのも、自身がこの料金体系の地盤を固めたという自負があったからなのかもしれない。

まとめ

以上確認してきたように、明治五年の梅若実の勸進能で設定された等級分けの席料のシステムは江戸で行われた江

戸時代最後の勸進能である弘化勸進能の料金設定の影響を強く受けていたと考えられる。しかしその料金設定を実行に移した背景には明治三年から梅若の宅能が始まっていたことと、勸進能の料金設定は歌舞伎と似ているところがあり、庶民に受け入れられていたその料金体系が今後一般庶民へと顧客の拡大を想定したであろう梅若実にとって有用なものであったことが考えられる。梅若実自身に宅能での料金システムが見物人に能楽を見せてお金を取る始まりだという意識があり、そして梅若実が芝居好きであり歌舞伎の席料についても知識があったであろうことも芝居という興行の料金方式を採用するに至った可能性を高めている。そして梅若実がその料金システムを追善能で改良し日数能へと続けていたために、能楽の興行においてこの料金システムが定着しその後芝能楽堂が建設された際に同様の金額設定を問題なく一般的なものとして採用させることができたとも考えられる。

このように梅若実が明治初年より行ってきた能楽上演は、江戸幕府が倒れたことよって大きく滅亡へと近づいた能楽を保ち続けただけでなく、能楽社による能楽保護が始まったのちにあっても少なくとも料金体系という点において大きな影響を残していたのではないだろうか。

註

- (1) 能楽という名称が用いられるようになったのは主に明治以降であるが、本論では便宜上、能楽の名称が用いられる以前の時代のものを指す場合でも能楽で統一した。
- (2) 倉田喜弘編著『明治の能楽(一)』日本芸術文化振興会、平成六年(一九九四)。
- (3) 梅若実翁談「維新当時の能楽」『能楽』能楽館、明治三十五年(一九〇二)七月。
- (4) 梅若実『梅若実日記』第七卷、八木書店、二〇〇三年、三八頁。
- (5) 梅若実『梅若実日記』第二卷、八木書店、二〇〇二年、二五一頁。
- (6) 注5に同じ、三三三頁。
- (7) 注5に同じ、三三四頁。
- (8) 『府志類稿』明治五年(一八七二)二月。(注2に同じ、三三三頁)
- (9) 『東京日日新聞』明治五年(一八七二)三月一四日。(注2に同じ、三三三頁)
- (10) 注5に同じ、三六一頁。
- (11) 表章・天野文雄著『岩波講座能・狂言I』岩波書店、一九八七年、一五〇—一五四頁。
- (12) 表章『観世流史参究』檜書店、二〇〇八年、三四〇、三四一頁。
- (13) 筆者不明「勸進能見聞記」『能楽』第六卷一号、明治四十一年(一九〇八)一月。
- (14) 注13に同じ。
- (15) 梅若実『梅若実日記』第一卷、八木書店、二〇〇二年、四八七頁。
- (16) 注15に同じ。
- (17) 注15に同じ。
- (18) 注15に同じ、一三一頁。
- (19) 佐藤かつら『歌舞伎の幕末・明治』ペリかん社、二〇一〇年。
- (20) 関西大学図書館編『勸進能并狂言尽番組』関西大学出版部、平成七年にて確認。
- (21) 注3に同じ。
- (22) 注5に同じ。三七〇頁。
- (23) 梅若実『梅若実日記』第三卷、八木書店、二〇〇二年、二六頁。
- (24) 注23に同じ、五七頁。
- (25) 注23に同じ、五八頁。
- (26) 注23に同じ、九二頁。
- (27) 注23に同じ、九七頁。
- (28) 注23に同じ、九六頁。
- (29) 注23に同じ、九七頁。
- (30) 注23に同じ、九九頁。
- (31) 『あけぼの』明治八年(一八七五)五月十日。(注2に同じ、五八頁)
- (32) 注23に同じ、九九頁。
- (33) 注23に同じ、九七頁。
- (34) 注23に同じ、五六頁。
- (35) 注23に同じ、一一〇頁。
- (36) 注5に同じ、五八頁。
- (37) 注23に同じ、九九頁。

- (38) 注23に同じ、一四〇頁。
- (39) 『東京日日新聞』明治九年（一八七六）五月三日。（注2に同じ、六九頁）
- (40) 注23に同じ、一四〇頁。
- (41) 古川久「明治初年の梅若舞台日数能」『明治能楽史序説』わんや書店、昭和四十四年（一九六九）。
- (42) 梅若実『梅若実日記』第五卷、八木書店、二〇〇三年、一二頁。
- (43) 梅若実『梅若実日記』第四卷、八木書店、二〇〇二年、二一六頁。
- (44) 古川久「明治初年の金剛舞台演能」『明治能楽史序説』わんや書店、昭和四十四年（一九六九）。
- (45) 『読売新聞』稟告、明治十四年（一八八二）六月二十四日。（注2に同じ、一七九頁）
- (46) 『朝野新聞』報告、明治十四年（一八八二）十月二十八日。（注2に同じ、一八八頁）
- (47) 『東京日日新聞』報告、明治十五年（一八八三）十月三十一日。（注2に同じ、二二七頁）
- (48) 『郵便報知』広告、明治十五年（一八八三）十一月二十六日。（注2に同じ、二二九頁）
- (49) 『読売新聞』稟告、明治十六年（一八八三）十二月十三日。（注2に同じ、平成六年）
- (50) 明治十四年（一八八二）十月二十八日の『朝野新聞』の報告で「紅葉山能舞台に於て紅葉館会員御遊覧の能楽御催有之 余席切符敝店に於て売捌 当日能楽堂御案内可致 此段広告仕候也 能楽堂前 御料理 翁 家」とある。（注2に同じ、一八八頁）

その後『明治の能楽』で切符販売所が確認できる期間は長くないが、明治二十一（一八八八）年に芝能楽堂で催された観世の先祖祭に至るまで翁家で切符が販売されている。（注2に同じ、四四九頁）